

外国人材受入 緊急支援事業補助金

県内事業者の安定的な人材確保及び
事業継続を図るため
外国人材を受け入れる際に必要な
新型コロナウイルス感染症に係る
水際対策のための経費について支援を行います。

【補助対象となる経費】

新型コロナウイルス感染症に係る水際対策対応のため、県内企業などが負担した

◆外国人技能実習生等の宿泊費 ◆一定の要件を満たした場合の交通費

※消費税及び地方消費税は対象外

支援
金額

外国人材
1人当たり

補助上限
6万円

(補助率1/2)

※1事業者当たり **30万円** 補助上限

申請
受付期間

令和4年

6月1日(水)

令和5年

3月10日(金) **必着**

※申請総額が予算額に達した場合、申請受付を締め切ります。

問い合わせ先・申請書の提出先

外国人材受入緊急支援事業補助金事務局

〒755-0151 宇部市西岐波区宇部臨空頭脳パーク11番

☎0836-39-7507

お問い合わせ等の受付は
平日 9:00~17:00

🔍 山口県 外国人材受入支援 検索

<https://ymgc-gaikokujinzai.jp>



[Eメール]support@ymgc-gaikokujinzai.jp

対象者

- ・外国人技能実習生等を受け入れた県内企業等
- ・県内企業等で雇用される外国人技能実習生を受け入れた監理団体

対象経費

新型コロナウイルス感染症に係る水際対策対応のため、県内企業などが負担した

- ・外国人技能実習生等の宿泊費
- ・一定の要件を満たした場合の交通費(詳細は募集要領をご確認ください。)

※消費税及び地方消費税は対象外

対象となる期間

令和4年3月1日(火)～令和5年2月28日(火)

※受付開始日より前の経費であっても、令和4年3月1日以降に発生した経費は対象となります。

申請方法

感染防止のため、原則として郵送(簡易書留など追跡できる方法)

※様式は外国人材受入緊急支援事業補助金事務局のホームページからダウンロードできます。

申請から支払いまでの流れ

